

# 高知くらしの護身術

74

## 債務整理

### 借金解決に 4 つの方法

(2007年11月13日掲載原稿)

「子どもの教育費が足りなくて」「生活費が足りなくて」このようなちょっとしたことで借金し始め、気がついたら返済が困難な状態に陥っていた・・・

多重債務になった方の多くがこのように言います。返済が行われているうちはいいのですが、消費者金融やクレジットカードのキャッシングなど金利の高い借入を行うと、返済しても返済しても元金が減らず、そのまま新たな借金を重ねてしまいさらに返済が苦しくなります。

一旦返済が出来ない事態になると、借金返済のために借金を繰り返して状態を悪化させ、日々の取立てに追われて次第に余裕を失い冷静な判断が出来なくなります。また、誰に相談していいかわからず思い悩み、それでも「借金を返済しなければ」という思いに駆られて、見境なく返済資金を確保しようとしてしまう人もいます。追い詰められた結果、自殺してしまう人もいます。

返済できない状態に陥ってしまった場合、「返済」では解決することは出来ません。「債務整理」を行う事で借金問題を解決してください

債務整理には、4つの方法があります。

- ①任意整理（裁判所を介さずに借入先との話し合いにより、利息の再計算や返済方法の見直しをします
- ②特定調停（裁判所に申立て、調停により、利息の再計算や返済方法の見直しをします）
- ③個人民事再生（裁判所に申立て、借金の一部を3年間程度で払う事を条件に、残りの借金を免除してもらいます）
- ④自己破産（裁判所に申立て、すべての財産を債務者に分配して、残りの借金は全額免除してもらいます）

消費生活センターでは、相談者がどこでいつからいくら借りたかと、収入や支出額をお聞きした後に、専門の法律家の予約を取り、それぞれの方に合った方法で債務整理を行えるようにサポートしています。必ず解決出来ますので相談してください。